

国保年金

問合先 国保年金課

令和8年度 国民健康保険
保険料率が決まりました

令和8年度の国民健康保険料
の大阪府統一保険料率は、別表
のとおりです。

(別表) 令和8年度 大阪府統一国民健康保険料率

区分	算定基礎	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども分
所得割	令和7年中の基準総 所得金額に対して	9.50%	3.06%	2.60%	0.28%
均等割	被保険者1人あたり	34,990円	11,191円	18,682円	1,841円
平等割	1世帯あたり	33,908円	10,845円	—	—
賦課限度額		66万円	26万円	17万円	3万円

【介護分保険料】

40歳以上65歳未満の人は介護保
険第2号被保険者となり、介護分
保険料があわせて賦課されます。

※6月以降に40歳に到達する人
は、40歳到達月の翌月に介護分
保険料が加算され、納付する保
険料が変更となります。来年3
月までに65歳に到達する場合
は、65歳到達月の前月までの介
護分保険料を10回の納期に分割
し納付通知書に含めています。

【子ども・子育て支援納付金分
保険料】(子ども分保険料)
令和8年度より国民健康保険を
含む全ての医療保険者は、子ども
子育て支援法に基づき新たに「子
ども・子育て支援納付金分」(以
下「子ども分」といふ)を被保険
者から徴収し、国に納付すること
が義務付けられました。世代を超
えて社会全体で子育てを支えるた
め、全世代、全経済主体から拠出
を求める仕組みとなっています。

子ども分の均等割(1,841円)
は均等割(1,743円)と18歳
以上均等割(98円)の合計です。
18歳未満被保険者の均等割は全額
軽減され、その軽減に要する費用
は18歳以上均等割として18歳以上
被保険者に賦課されます。所得割
は所得に応じて賦課されます。

■未就学児に係る国民健康保
険料の均等割額の軽減
未就学児(世帯に6歳に達す
る日以後の最初の3月31日まで
の間にある被保険者)の均等割

額の2分の1が軽減されます。
また「低所得者世帯の国民健康
保険料の軽減」が適用されてい
る場合は、軽減後(7割・5割・
2割軽減)の均等割額の2分の
1が軽減されます。

国民年金の任意加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人(60歳未満の老
齢・退職年金の受給権者除く)は、国民年金に加入
し保険料を40年間納めることで満額の老齢基礎年金
を65歳から受給できます。しかし、国民年金に加入
しなかった期間・保険料を納め忘れた期間・免除さ
れた期間があるために、満額の老齢基礎年金(令和8
年度847,300円〔昭和31年4月1日以前生まれの人は
844,900円〕)を受け取ることができない人や、年金
を受け取るための必要な期間(保険料を納めた期間
と免除〔一部免除は納付期間〕された期間などを合
計して原則10年以上)を満たしていない人で、次の
いずれかに該当する場合は申請日から任意加入する
ことができます。

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
(老齢基礎年金の「繰上げ支給」を受けている人は
除く)
 - ②60歳未満の老齢(退職)年金受給者
 - ③日本国内に住んでいる65歳以上70歳未満の人
 - ④海外に住んでいる65歳以上70歳未満の日本人
 - ⑤海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ※③④は昭和50年4月1日以前に生まれ、老齢(退
職)年金の受給に必要な期間を満たしていない人に
限ります。また⑤は、受給期間が40年となるまで
任意加入できます。

必要なもの

- マイナンバーカード(あるいは通知カードと本人
確認書類)、または年金手帳(あるいは基礎年金番
号通知書)
 - 預貯金通帳と届出印(任意加入時の保険料の納付
方法は⑤を除き原則口座振替)
- ※戸籍謄本などが必要な場合もあります。詳しくは
問い合わせてください。

■納付通知書を6月中旬に送付

【特別徴収(年金天引き)】
次の条件をすべて満たす場合
は、原則として世帯主の年金か
ら保険料を天引きします。

●世帯主が国民健康保険加入者
で今年度中に75歳に到達しない
●国民健康保険加入者全員が年齢
が65歳以上75歳未満の世帯である
●世帯主(納付義務者)の特別
徴収対象年金が年額18万円以上
で、国民健康保険料と介護保
険料の合算額が特別徴収対象年金
額の2分の1を超えない

※複数の年金を受給している場
合は、年金の合計が年額18万円

対象条件

【普通徴収】
納付書や口座振替で納付しま
す。納期は6月から翌年3月まで
の各月(全10回)です。全納と各
期別の納付書(単票式)を納付通
知書に同封しています。納付前に
全納分が各期分かを確認し、必ず
納期限内に納めてください。

以上でも特別徴収にならないこ
とがあります。また、特別徴収
対象でも介護保険料の決定によ
り、特別徴収から普通徴収に変
更となる場合があります。

国民健康保険料の納付

■納付は必ず納期限内に

保険料の納付が納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金をあわせて納めていただくこととなります。また、未納の状態が続くと、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず、滞納している人の財産(不動産・預貯金・給料など)を調査し、差押えることもあります。保険料は納期限内に納めましょう。

■便利な口座振替のご利用を

保険料を年金から差し引いて納付している人以外は、原則、口座振替での納付をお願いしています。口座振替による保険料の納付は、残高確認をしておけば納付時に金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。また、保険料の還付が発生した場合には、口座への振込で還付しますので、還付のたびに申請や来庁の必要もありません。

【口座振替の手続き方法】

●口座振替依頼書に必要事項を記入し金融機関届出印を押印のうえ、口座振替取扱金融機関の窓口または泉佐野市国保年金課窓口へ申し込んでください。口座振替依頼書は次の二次元コードまたは国保年金課への電話で

取り寄せてできます。



▲口座振替依頼書請求フォーム

●国保年金課窓口では、専用端末機にキャッシュカードを通して暗証番号を入力することで、口座振替の手続きができます。(大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く)
※一部取扱いできないカードもありますので詳しくは問い合わせてください。

●紀陽銀行・池田泉州銀行・南都銀行はスマートフォンやパソコンなどのWeb上で口座振替申込をすることができます。
※キャッシュカードを持っている人は個人の口座に限り利用できません。申込は次の二次元コードから



▲国民健康保険料



▲後期高齢者医療制度

●コンビニエンスストア・スマートフォンアプリで納付できます
バーコード付の納付書であれば、納付書裏面に記載したコン

ビニエンスストアおよびスマートフォンアプリで、曜日や時間を気にせずに納付することができます。

【取り扱いスマートフォンアプリ】

- PayR (ペイビー)
- PayPay (ペイペイ) 請求書払い
- FamiPay (ファミペイ) 請求書支払い
- au PAY (エーユーペイ) 請求書支払い

【次のような納付書は利用できません】

- バーコードが無い
- 本状使用期限が過ぎている
- 金額が訂正されている
- 傷みや汚れなどでバーコードが読み取れない
- 1枚の金額が30万円を超えている

※これらの納付書で納める場合は、金融機関・郵便局・市役所の窓口を利用してください。また、スマートフォンアプリで納付された場合は領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な場合は金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。スマートフォンアプリの種類によって支払い上限額が異なります。ご利用方法、利用可能銀行など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※次の二次元コードからもアクセスできます。



▲市ホームページ

■保険料の納付相談

特別な事情で納期限内に保険料の納付が難しいときは、早めに相談してください。次の事由に該当する場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。申請には事前予約が必要となります。また、収入を証明する書類が必要となりますので、詳しくは問い合わせてください。

【減免事由(大阪府内統一基準)】

- 災害により居住する住宅について著しい損害を受けたとき
- 事業の休廃止、失業などにより、所得が著しく減少したとき
- 減少後の所得に基づき算出される保険料額が賦課限度額を超えている場合を除く
- 被保険者が刑事施設、労役場などの施設に拘禁されたとき
- 被保険者の資格取得日において65歳以上の人で、資格取得前日に各被用者保険などの被保険者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった人に限る)の被扶養者であった人

【夜間納付相談】

納付猶予や分割納付相談は電話で相談してください。日中に納付相談が困難な場合は、夜間相談を利用してください。
日時 6月18日(木)午後8時まで(受付:午後7時30分まで)

